

税金・保険料等の相談

猶予

令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比おおむね20%以上減少し、一時に納税することが困難な方について、申請により税等の納付を1年間猶予し、その間の延滞金を免除する等の対応を行います。

- 国税 ⑤ 高松国税局
☎0120-948-507
- 県税 ⑤ 高知県幡多県税事務所
☎35-5972 FAX34-4779
- 市税等 ⑤ 市収納対策課
☎35-5552 FAX35-5554
- 厚生年金保険料 ⑤ 納付猶予相談窓口
☎0570-666-228
- 労働保険料等
⑤ 高知労働局総務部労働保険徴収室
☎088-885-6026

申告・納付期限の延長

- 法人市民税 ⑤ (本庁)税務課 市民税係
☎34-1112 FAX34-8180
(支所)住民分室
☎52-1112 FAX52-2124

減免

休業等により収入が減少した方について、申請により保険料等の減免等の対応を行います。

- 国民年金保険料
⑤ 幡多年金事務所
☎34-1616 FAX35-2319
- 国民健康保険税、令和3年度分の固定資産税(事業者の保有する設備や建物等)
⑤ (本庁)税務課 FAX34-8180
市民税係 ☎34-1112
資産税係 ☎35-4428
(支所)住民分室
☎52-1112 FAX52-2124
- 後期高齢者医療保険料
⑤ 市市民・人権課 国保係 FAX34-0567
☎34-1114
- 介護保険料
⑤ 市高齢者支援課 介護保険係 FAX34-0567
☎34-1165

各支援制度の詳細は、それぞれの問い合わせ先までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

発熱、咳など体の健康、医療機関の受診に関すること

新型コロナウイルス健康相談センター
☎088-823-9300 FAX088-873-9941
受付時間：9:00~21:00(毎日)
※聴覚に障害がある方など、電話での相談が難しい方はFAXでお問い合わせください。

※上記以外の時間帯で緊急の場合
【高知県庁代表】☎088-823-1111

新型コロナウイルスに伴う心のケアに関すること

高知県立精神保健福祉センター
☎088-821-4966
受付時間：8:30~17:15(平日)
※感染された方やそのご家族等の心のケアに関する相談をお受けしています。

日常生活における予防や体調管理、健康面に関すること

四万十市健康推進課 ☎34-1823 FAX34-0567
四万十市保健課 ☎52-1132 FAX52-1024
受付時間：8:30~17:15(平日)

四万十市ホームページでは、「新型コロナ関連情報」を掲載しています。
市ホームページ <http://www.city.shimanto.lg.jp>



感染拡大防止のために
ご協力をお願いします！

① 3つの密を避けましょう

- 窓やドアを開け、こまめに換気をしましょう。
- 人との距離は1~2メートルとるよう心がけましょう。

② 咳エチケットを心がけましょう

- くしゃみや咳が出る時は、咳エチケットを心がけましょう。
- 外出時や人と話す時は、症状がなくてもマスクを着用しましょう。

③ こまめな手洗いを心がけましょう

- 帰宅時や調理前、食事の前など、こまめに手を洗いましょう。



広報しまんと(臨時Vol.1)2020年6月発行

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策のお知らせ

市民のみなさまへ

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまで不要不急の外出自粛や県・市からの要請に伴う休業の実施など多大なご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、感染予防対策を継続しながらも、経済活動の再開に向けた取組みを進めていかなければなりません。これまで本市では、市内の医療施設等へのマスク配布をはじめ、市民一人につき10万円を給付する特別定額給付金給付事業や4月22日に行った休業要請に協力いただいた事業者に対する休業協力金など、市民の皆様や事業者に対する支援に取り組んでまいりました。

加えて、子育て世帯、妊婦に対する特別給付金事業や、営業を継続し、雇用を維持する事業者に対する応援金といった、市の独自事業である新たな支援メニューも予定しているなど、出来る対策を講じているところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、市民の皆様には、感染予防、感染拡大防止対策に引き続き取り組んでいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月27日
四万十市長 中平 正宏

市民のみなさんへ

給付

▶ 特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方に、1人につき10万円を支給します。申請書は世帯主に発送済みです。郵送またはオンライン(マイナンバーカード所持者)により8月20日(木)までに申請してください。

詳しくは、広報6月号(3ページ)をご確認ください。

- ⑤ 市総務課 特別定額給付金係
☎34-0130
FAX34-5123



子育て世帯のかたへ

給付

▶ 子育て世帯臨時特別給付金

令和2年4月分(3月分含む)の児童手当受給者の方へ、対象児童1人当たり1万円を支給します。公務員以外の方は申請不要です。(公務員の方は、所属庁で証明を受けた申請書を、7月~10月末までに提出してください。)現在、早急な給付に向けて準備を進めております。

▶ 四万十市子育て世帯応援臨時特別給付金

※市独自支援(6月実施予定)

下記の対象者の方に、対象児童1人当たり1万円を支給します。
【対象】① 児童手当受給者
本市から上記[子育て世帯臨時特別給付金]の支給がある方
② 児童扶養手当受給者
本市から令和2年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方(3月31日時点で18歳のお子さんを扶養し、受給していた方を含む)で、別に定める基準を満たす方

詳細は、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。
⑤ 市子育て支援課 支援係 ☎34-1801 FAX34-9003

次頁には、「子育て世帯」「事業者」「税金・保険料等の相談」「生活資金」の支援制度を掲載しています。

子育て世帯のかたへ

▶ **妊婦特別給付金** ※市独自支援（6月実施予定）
出産日が令和2年4月28日以降となる妊婦の方へ、10万円を支給します。

対象となる方は、基準日（令和2年4月27日）に住居基本台帳に登録があり、かつ妊娠している方で、母子健康手帳の交付を受け、妊婦健診を受診している方です。

対象となる方には、6月上旬に申請書を送付します。母子健康手帳の交付を受けていない方で、上記に該当する方は、お早めにご相談ください。

【受付期間】6月8日（月）～6月30日（火）

☎ 市健康推進課 地域保健係
☎ 34-1823 FAX 34-0567

事業者のかたへ

給付・助成

▶ 持続化給付金

感染症の拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して事業全般に使える給付金を支給します。

【主な要件】ひと月の売上が前年同月比で事業収入が50%以上減少している事業者

【給付額】中小法人等：最大200万円
個人事業者等：最大100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

【申請方法】

電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請が困難な方のために「申請サポート会場」が開設されました。

●申請サポート会場

中村商工会館 3階大会議室（中村小性町46）
※完全事前予約制

- ①WEB予約 持続化給付金ホームページから
- ②電話予約 ☎0570-077-866

☎ 持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

IP専用 ☎ 03-6831-0613

持続化給付金ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/subject/>

▶ 小学校休業等対応助成金

（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をするため保護者である労働者へ、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対する助成金が創設されました。

☎ 学校休業助成金・支援金等相談コールセンター
☎ 0120-60-3999

▶ 小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者の方へ、就業できなくなった日について、1日当たり4,100円を支給します。

☎ 学校休業助成金・支援金等相談コールセンター
☎ 0120-60-3999

▶ 雇用調整助成金

感染症拡大の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。

☎ ハローワーク四万十 ☎ 34-1155

▶ 新型コロナウイルス感染症対策事業持続化助成金 ※市独自支援（6月実施予定）

感染症の感染拡大防止の観点から、自主的に「3密」を作らない取り組み等を行い、営業を継続し、雇用を維持する事業者へ助成金を支給します。

【対象】3～5月の3か月間の事業収入が前年同月比で30%以上減少している第3次産業の中小企業および個人事業者
法人：最大20万円
個人：最大10万円

支給要件や手続きなど、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

☎ 中村地域：（本庁）観光商工課
☎ 34-1126、☎ 34-1783
西土佐地域：（支所）産業建設課 ☎ 52-1113

協力金

県や市の休業等要請（4/24～5/6）に協力した事業者へ協力金を支給しています。

【申請期限】6月15日（月）まで

詳しくは、広報6月号（4ページ）をご確認ください。

▶ 【四万十市】休業要請協力金 ※市独自支援

【給付額】10万円～20万円

☎ 中村地域：（本庁）観光商工課
☎ 34-1126、☎ 34-1783
西土佐地域：（支所）産業建設課 ☎ 52-1113

▶ 【高知県】休業等要請協力金

【給付額】30万円

☎ 高知県協力金申請手続相談センター
（コールセンター） ☎ 088-823-9063

資金繰り支援

▶ セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援する制度

☎ 高知県信用保証協会 幡多支所
☎ 34-3164

▶ 高知県新型コロナウイルス感染症対応資金

県内中小企業の金融の円滑化を図るため貸付限度額3,000万円、当初3年間実質無利子・無担保・据置最大5年間の融資制度

☎ 高知県商工労働部経営支援課
☎ 088-823-9695

▶ 商店街等活性化事業

※市独自支援（6月実施予定）

商店街等の団体がにぎわい創出のために行う事業に対し、事業に要する経費を補助します。

- ①活性化イベント事業 補助率9/10、上限100万円
- ②活性化対策事業 補助率9/10、上限50万円

補助要件や手続きなど、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

☎ 中村地域：（本庁）観光商工課 商工・雇用対策係
☎ 34-1126
西土佐地域：（支所）産業建設課 ☎ 52-1113

収入減や、休業・失業により、生活資金などでお困りのかたへ

給付

▶ 住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または、休業等により収入が減少し離職と同程度の状況にあり、経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがある方へ、一定期間家賃相当額を支給します。

【給付額】上限額29,000円～45,000円
※世帯人数、収入により支給額は変わります。

☎ NPO法人 若者就労支援センターつながるねっと
☎ 34-8100

支払期限の延長

▶ 公共料金の支払期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種公共料金の支払が困難な方について、申請により支払期限を延長できる場合があります。

●水道・下水道使用料

☎ 市上下水道課 総務係
☎ 34-1711 FAX 34-0381

●電気料金、ガス料金、電話料金について
各事業所へお問い合わせください。

▶ 四万十市中小企業振興資金制度（新型コロナウイルス感染症特別分） ※市独自支援

市内中小企業の経営の安定に必要な資金を融資し、事業者の資金調達を支援するため、償還期間12年以内（うち据置期間4年以内）、保証料ゼロ、4年間実質無利子の融資制度を創設しました。

※「対象事業者」「融資条件」等については、広報6月号（5ページ）をご確認ください。

☎ 中村商工会議所 ☎ 34-4333
高知県信用保証協会 幡多支所
☎ 34-3164
四万十市西土佐商工会 ☎ 52-1276
市観光商工課 商工・雇用対策係
☎ 34-1126

相談

▶ 経営相談

☎ 中村商工会議所 ☎ 34-4333
高知県信用保証協会 幡多支所
☎ 34-3164

▶ 労働相談

☎ 高知労働局 雇用環境・均等室
☎ 088-885-6041

その他、事業者支援策については、経済産業省ホームページをご確認ください。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

貸付

▶ 緊急小口資金

休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付です。

【貸付額】1世帯当たり10万円以内
（特に事情が認められる場合は20万円以内）

【据置期間】1年以内

【償還期間】据置期間終了後2年以内

☎ 四万十市社会福祉協議会

▶ 総合支援資金（生活支援費）

収入の減少や、失業等により、生活に困窮し日常生活の維持が困難になっている世帯への貸付です。

【貸付月額】単身：15万円以内

2人以上：20万円以内

【貸付期間】3か月以内 【据置期間】1年以内

【償還期間】据置期間終了後10年以内

☎ 四万十市社会福祉協議会
中村 ☎ 35-3011 FAX 35-5241
西土佐 ☎ 31-6111 FAX 31-6112

▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合に生活資金を貸付します。

☎ 市福祉事務所 社会福祉係 ☎ 34-1120
FAX 34-1880